

BCP-1

事業継続計画書

“Business Continuity Plan”

令和6年4月1日作成

社会福祉法人 風

三田わくわく村

事業継続計画

<防災計画は廃止>

社会福祉法人風

1. 基本方針

- ・自然災害、人為災害、及び感染症等の発生時において、事業継続計画（以下「BCP」という。）に基づき、人命の保護を最優先しながら事業の継続と復旧の早期化を図る。
- ・三田市と連携し被災者支援の拠点となる（災害時等における支援協力に関する協定に基づく）。

2. 地域の避難所機能との両立

- ・事業の継続と避難所の運営は、共に立地環境が安全であること、構造部材の耐震性や非構造部材の耐震対策、及び運営体制などの安全の確保が前提となる。
- ・上記を満たし、かつ三田市の要請がある場合は、営業時間内における警戒レベル4「避難指示」発令時に一時避難場所を提供する（但し、大原事業所のみ）。
- ・更に、必要な場合は炊出し等による救援活動を実施する（但し、大原事業所のみ）。
- ・一方で、被災後も障害福祉サービスを継続しその全面的な再開を早期に実現するため、救援活動、事業継続、及び復旧活動が並行する際の事業所ごとの計画を予め策定する。

3. 被害想定（BCP発動条件）

	地震	大雨/洪水浸水	感染症	人為災害
発動	震度5弱以上	警戒レベル4 「避難指示」発令	職員、利用者の罹患	不審者の発見
頻度	数年に一度	毎年	毎年	企図的な不審者への対応
影響	人：勤務(利用)中の負傷、被災 交通遮断で出勤(利用)できない		人：職員・利用者や、 その家族が罹患し、 出勤(利用)できない	
	情報：データ(サーバー・PC)の破損 インフラ：電気・水道・ガス・電話の分断 道路・交通の遮断、医療機関の閉鎖		情報：個人情報の保護 インフラ：医療機関の制限	
	物：事業所建物の破損、車両の破損、設備・什器の破損	物：事業所・車両等の浸水(本町事業所)、隣接地域・道路の浸水(すずかけ台事業所)	物：室内、車内、什器等の消毒	

- ・ハザードマップ 洪水（別紙1）、土砂災害（別紙2）

4. 対策本部（BCP推進体制）

- ・設置時期 BCP発動条件（上記3）を満たす場合、直ちに設置される。
- ・対策本部 大原事業所内 三田市大原1546-5
但し、第一報の一斉連絡は、別紙16（1）「職員連絡網」による。
- ・指揮命令 以下、対策本部要員

	【対策本部】	【現場責任者】	【総務班】	【事業継続班】
	重要事項決定	統括・指揮	連絡・炊出・備蓄	消火・誘導・救護
理事長	【本部長】	施設長	総務課職員	所長（補佐）
常務理事	【副本部長】	事務長	リーダー	
参与	【副本部長】	所長（補佐）		
施設長	【運営】			

- ・班の役割

	災害発生時	（平常時）
総務班	安否情報収集、避難先との連絡 市・職員・保護者との連絡（一斉） 炊出し、飲料食料・人員の調達 対策本部の事務	（耐震・防火に係る工事） （連絡網の整備） （備蓄、機材の整備） （防災訓練の管理）
事業継続班	初期消火と通報、安全確保 避難誘導 安否確認と避難者一覧表の作成 救護と救急連絡 保護者との連絡（個別）	（防災訓練の実施） （訓練マニュアルの更新） （安否情報と避難者一覧表の事前準備） （協力・連携医療機関の整備） （連絡先変更等の報告）

5. 職員配備（BCP行動基準）

（1）安否等の報告：全ての職員は、勤務時間の内外を問わず、自身の安否及び勤務可否等の報告を速やかに行う。

（2）職員参集基準

区分	勤務時間内		勤務時間外 夜間・休日	2日目以降
	事業所内	外出・出張時		
対策本部要員	各任務にあたる	至急事業所に戻り任務にあたる	直ちに職員連絡網（別紙16）により安否確認を行う	可能な限り出勤する
その他の職員				
来客・ボランティア等	安全確認後帰宅			

6. 事業継続課題（BCP制約条件）

(1) インフラ 電気 水道 ガス 電話 インターネット

大原 (新耐震基準)	停電の間は、 全館停止 (自家発電設 備が未整備： 照明・空調・電 気設備機器等 が全館停止と なる)	公共水道次第 停電時も停止	設備の安全確 認次第	輻輳	停電の間は、 停止 回線の輻輳
志手原 (新耐震基準)					
本町 (旧耐震基準、耐 震補強実施済)		公共水道次第	無		
すずかけ台 (新耐震基準)					

参考) 阪神淡路大震災 完全復旧に要した日数 電気(7日)・水道(43日仮復旧)・ガス(85日)
9割程度復旧した日数 電気(2日)・水道(37日)・ガス(61日)

参考：設備概要 電気 水道 ガス 電話 インターネット

大原	高圧電力	受水槽（加圧 ポンプ式）	L P	固定・携帯	サーバ ルーター・PC (無線LAN)
志手原	弱電				公共水道
本町					
すずかけ台	高圧電力				

(2) 職員数 参集基準に基づく配備数予測から、業務を一時的に縮小する基準を設ける

7. 業務縮小基準（BCP優先業務）

(1) 優先業務・目標復旧時間

優先 順位	業務	目標復旧時間			経営資源	設備	備考
		1日	3日	8日			
①	救護・安全確保(避難等)	○			全職員		建物等の安全が前提
②	相談支援(被災利用者対応)	○			相談支援員		計画相談支援事業活用
③	避難受入・炊出し(給食)	○	(○)		全職員		一時避難場所(除.本町)
④	介護・訓練等給付サービス		○		生活支援員	風呂以外	
⑤	送迎サービス		○		運転添乗員	車両	道路状況の安全が前提
⑥	放課後等デイサービス			○	児童指導員		
⑦	日中一時支援			○	生活支援員		
⑧	福祉有償運送			○	有資格職員		

・優先する業務（発災当初）

救護	安全確保	救急搬送（事案発生時には最優先）、避難等
看護	処置 服薬管理	被災によるケガ等の処置を含む
介護	トイレ・身辺介助 水分補給・衛生管理	
食事	食事提供（介助）	炊出しの実施 給食の早期復旧
相談支援	被災利用者対応	計画相談支援事業

- ・縮小する業務 施設外就労支援・送迎（但し、相手先企業や道路交通の状況による）
- ・中止する業務 外出活動、施設外での自立訓練、入浴介助、イベント・地域交流活動

(2) 事業所別

「大原事業所」 ※ 発災から暫くの間は、職員の出勤率と利用率を同程度と見込む。

職員の状況	職員の出勤率（％）※				発災からの 期間(目安)
	30	50	70	90	
業務基準	救護・安全確保のほか最低限必要な業務	身辺介助中心 その他は中止	一部中止又は減とするが、可能な限り通常に近づける	ほぼ通常業務	
以下、具体的な業務区分					
救護・看護 介護・見守り	○	○	○	○	1～2日
食事・水分補給	○	○	○	○	
相談支援	○	○	○	○	
運動・余暇	×	×	○	○	2～3日 以降
送迎	×	×	○	○	
生産活動	×	×	○	○	
療法	×	×	×	○	8日目以降
外出活動 イベント	×	×	×	×	

「志手原事業所」「本町事業所」「すずかけ台事業所」

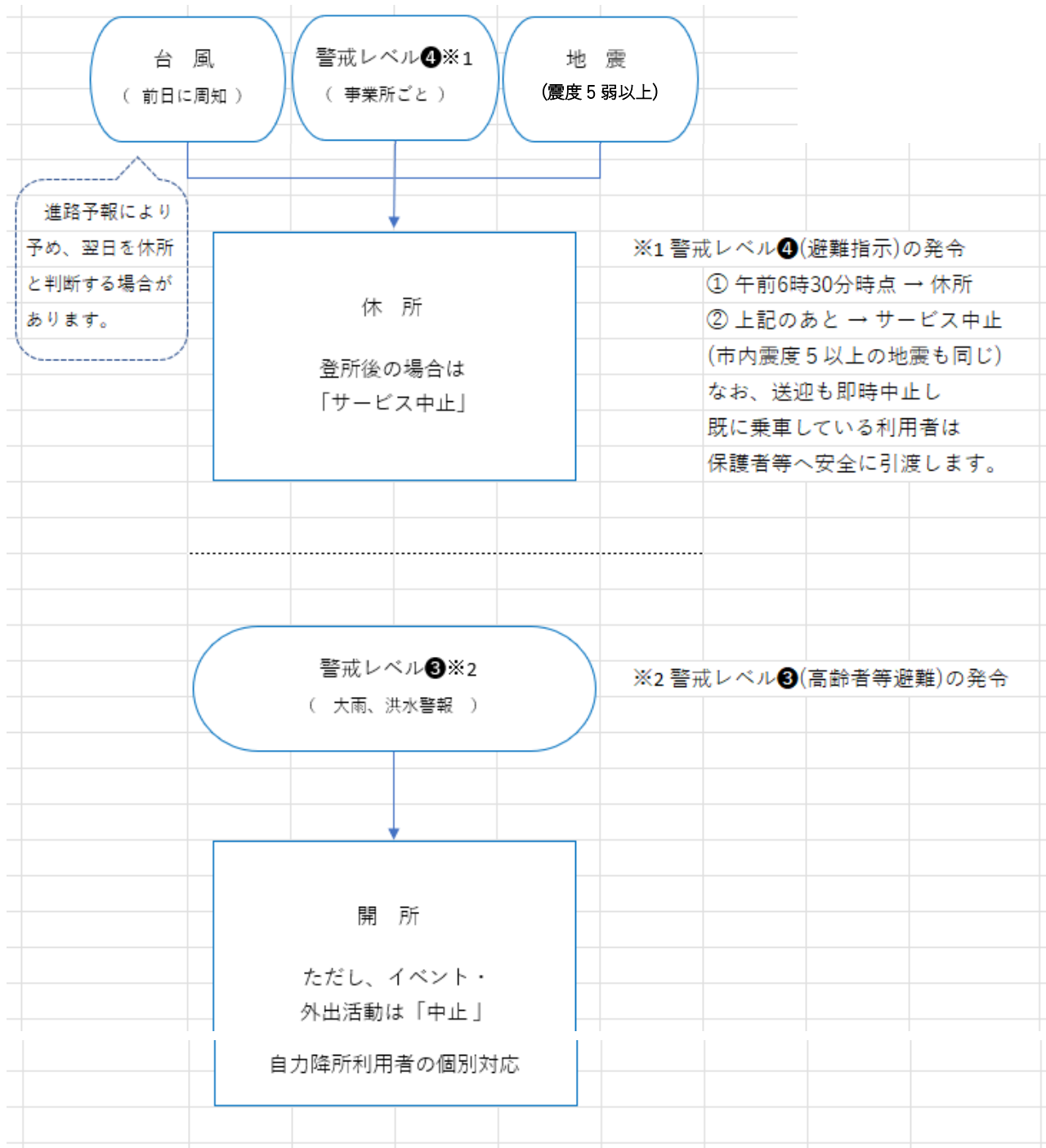
職員の状況	職員の出勤率 (%)				発災からの 期間(目安)
	30	50	70	90	
業務基準	救護・安全確保のほか最低限必要な業務	室内作業中心 その他は中止	一部中止又は減とするが、可能な限り通常に近づける	ほぼ通常業務	
以下、具体的な業務区分					
救護・看護	○	○	○	○	1～2日
食事・見守り	○	○	○	○	
施設内就労支援	×	○	○	○	2～3日目以降
運動・余暇	×	×	○	○	
送迎	×	×	○	○	
施設外就労支援	×	×	○	○	
療法	×	×	×	○	8日目以降
外出活動 イベント	×	×	×	×	

8. 初動対応（BCP緊急措置）

（1）地震及び風水害への対応

	発災時	職員	利用者	要援護者 (近隣)	一時避難	避難所	事業継続		
警戒レベル3	送迎中	通常通り		/			浸水想定区域に位置（又は隣接）する本町事業所、及びすずかけ台事業所は、水害対策準備を開始		
	営業中	外出活動、イベントを中止 ・自力降所利用者の個別対応							
	時間外	通常通り							
警戒レベル4以上	送迎中	即時中止(乗車中の利用者は保護者に引渡す)		/			安全確保のうえ、優先業務から継続		
	営業中	即時中止(基本として各事業所内で待避) ・自力登所利用者の個別対応 ・外出時は各事業所に帰所 ・利用者は保護者に引渡す ・職員は利用者降所後に帰宅 ・帰宅できない職員利用者は大原事業所に避難						一時避難者の受入れ(大原事業所のみ) ・利用者、職員の待避 ・近隣要援護者の受入 ・必要に応じて炊出し	避難所の開設(一時避難後に帰宅できない職員利用者等) ・大原事業所のみ ・最大2日間受入れ
	時間外	職員連絡網で安否確認 ・翌日以降は可能な限り出勤	休所(午前6時30分の時点で三田市に発令) ・必要があればLINE一斉連絡、又は各担当から連絡					炊出し等の救援 ・但し、福祉避難所が特定等されている場合は移送	

(2) フローチャート



但し、洪水浸水想定区域内の本町事業所、及び同区域に隣接するすずかけ台事業所の登所後の対応については、別紙 10 に定める水害対策準備を開始する。

(3) マニュアル

以下の別紙については、状況の変化に応じて適時更新するものとする。

- ・防災気象情報発令時の対応 (別紙 3)
- ・地震発生時の対応 (別紙 4)
- ・火災発生時の対応 (別紙 5)
- ・救護活動 (別紙 6)
- ・地域と連携した救援活動 (別紙 7)
- ・避難誘導 (別紙 8)
- ・避難場所・経路 (別紙 9)
- ・水害対応 (別紙 10)

9. 総括表 (別紙 11)

10. 平時対応 (BCP防災措置)

- ・火災予防 (別紙 12)
- ・訓練の実施 (別紙 13)
- ・設備等の点検 (別紙 14)
- ・備蓄等 (別紙 15)
- ・連絡網 (別紙 16)

11. 感染症対応 (別紙 17)


12. 人為災害対応 (別紙 18)

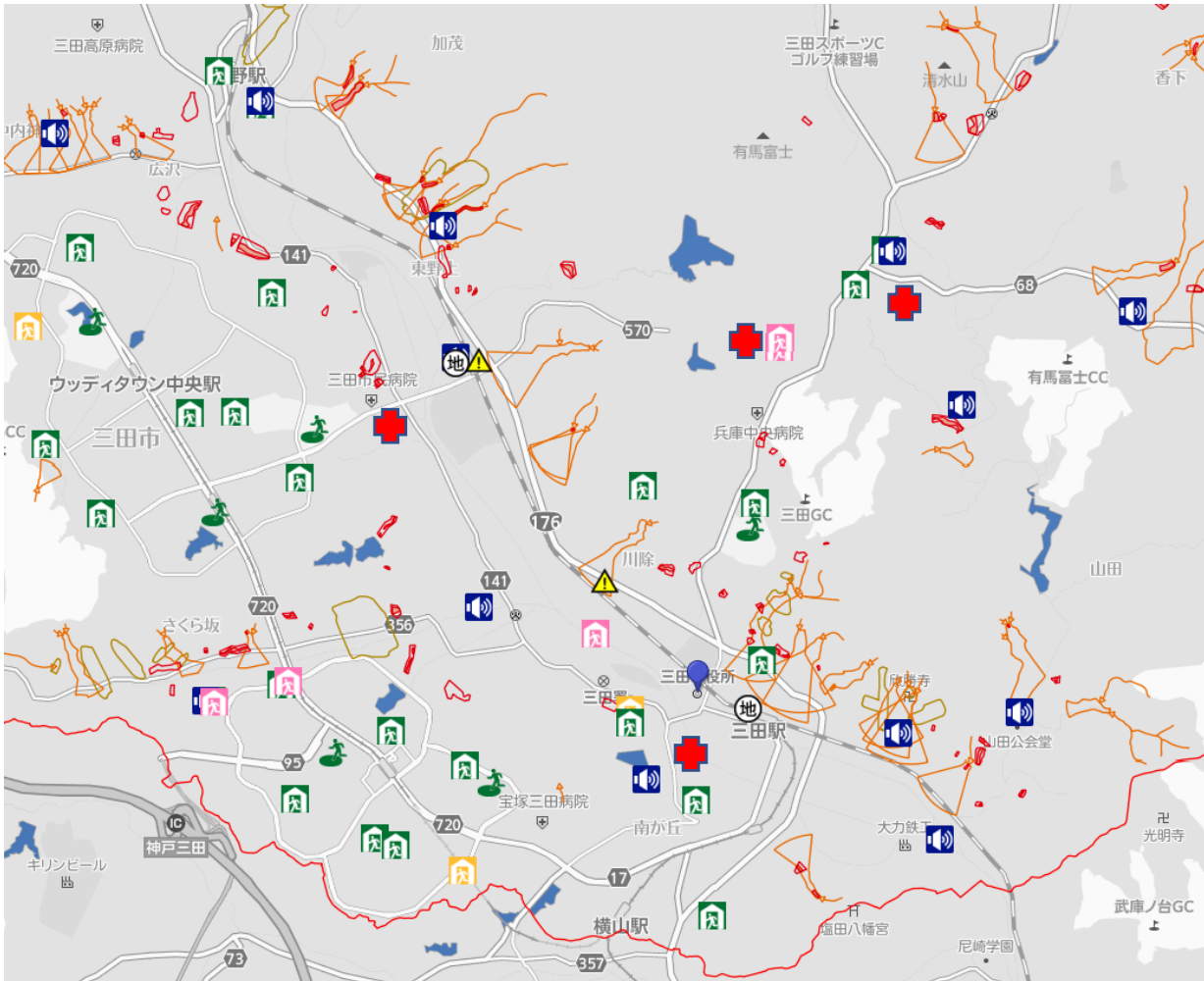
附 則

- 1 この計画は、令和6年4月1日から実施する。

- ・本町事業所が「浸水想定区域 (0.5m~3.0m未満)」に位置する。
- ・その他の事業所は、浸水想定区域の外に位置する。
- ・但し、河川氾濫時の洪水浸水想定区域が武庫川流域に広がっており、大原・志手原事業所と本町・すずかけ台事業所との往來が分断される事態も想定される。

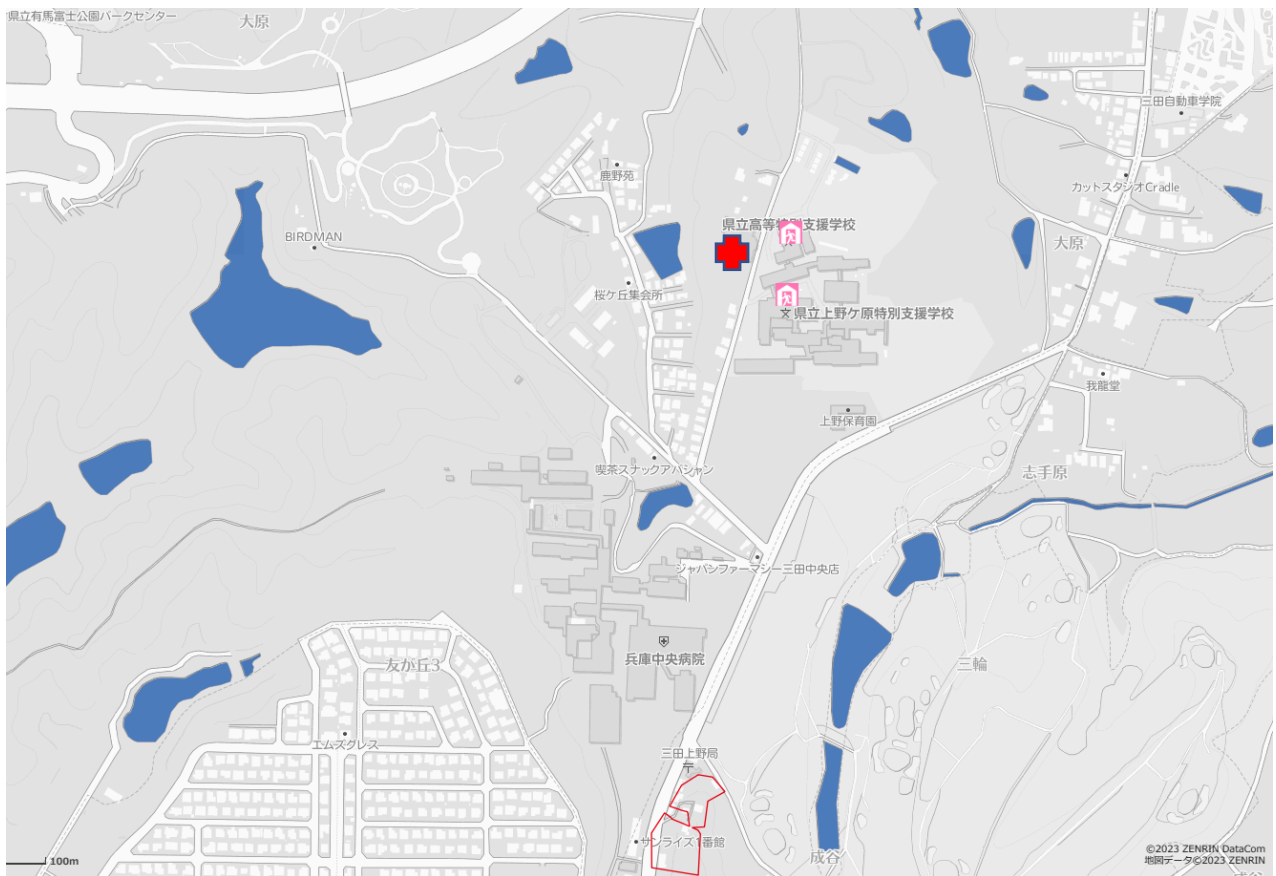


- ・全ての事業所（）が「警戒区域の外」に位置する。
- ・但し、三田駅・新三田駅・国道176号線の周辺は、土砂災害警戒区域に指定され通行制限等も想定される。

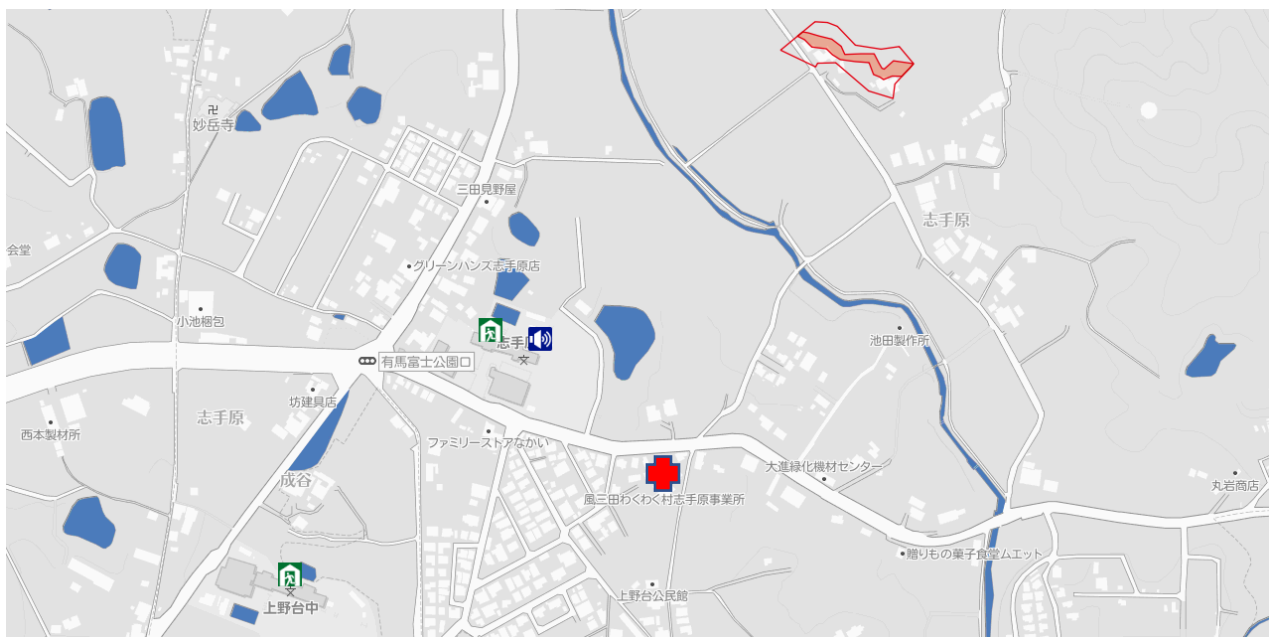


	<p>土砂災害警戒区域（土石流）</p> <p>土石流が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域</p>
	<p>土砂災害警戒区域（急傾斜地）</p> <p>急傾斜地の崩壊が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域</p>
	<p>土砂災害警戒区域（地すべり）</p> <p>地すべりが発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域</p>
	<p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域</p>
	<p>土石流危険渓流</p> <p>土石流の発生する危険性があり、人家等に被害を及ぼす恐れのある渓流</p>

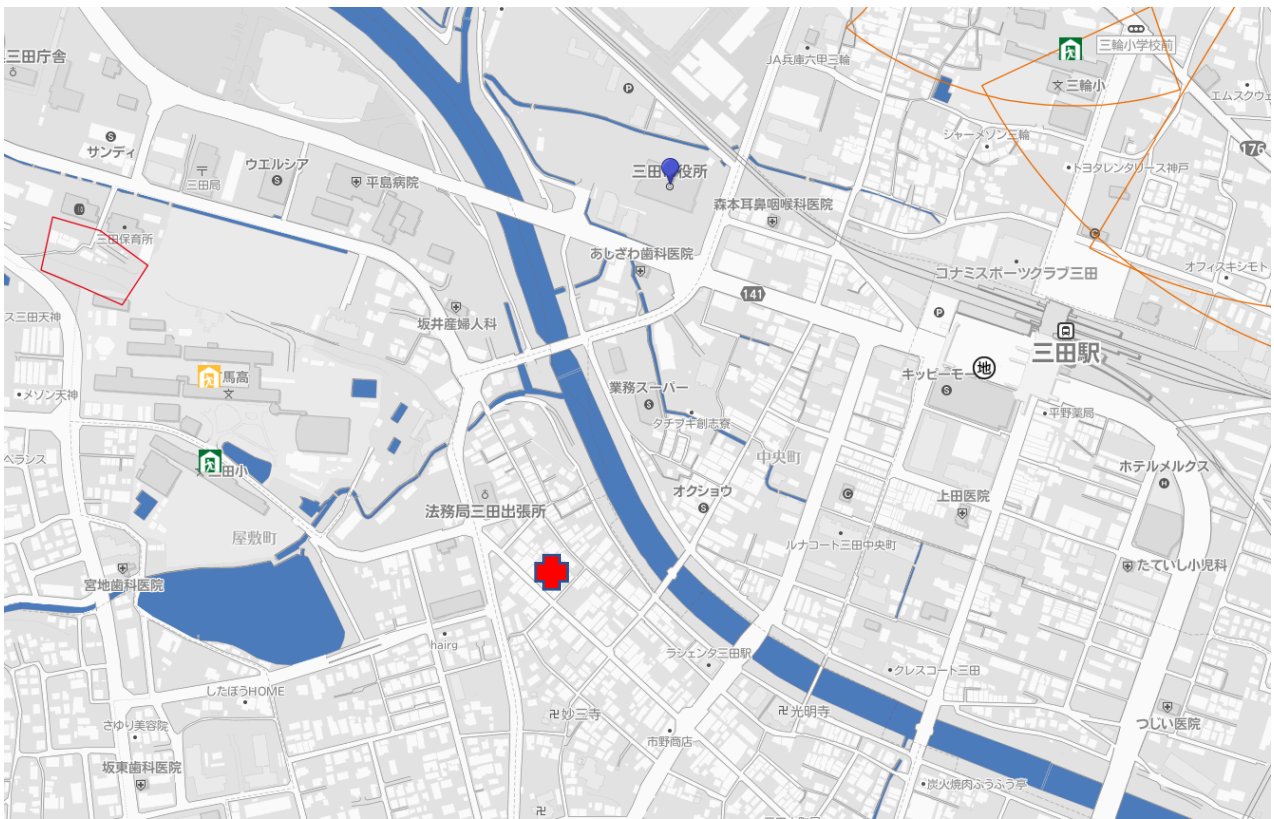
大原事業所



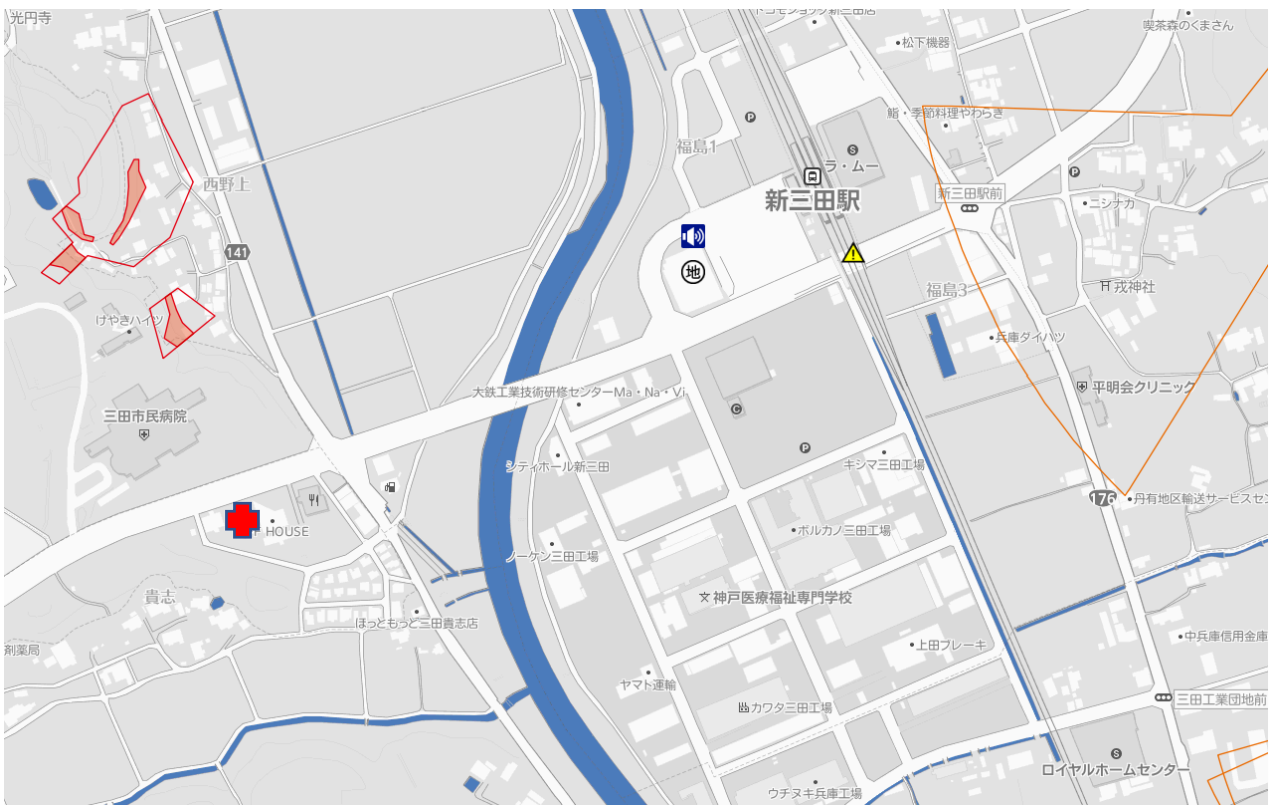
志手原事業所



+ 本町事業所



+ すずかけ台事業所



危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報等に基づき、次の対応を実施する。

1. 登所前

(1) 午前6時30分の時点で、事業所の所在区域に避難指示（以下「警戒レベル4」という。）が発令された場合は、休所とする。この場合は、別紙11（総括表）の連絡手段により一斉連絡を速やかに行う。

市外の隣接地域に避難指示が発令された場合は、発令地域に居住する利用者の送迎は行わない。

(2) 午前6時30分以降、登所するまでに事業所の所在区域に警戒レベル4が発令された場合、送迎便には乗車させない。

① すでに送迎便に乗車している利用者に対しては、保護者等への利用者の安全な引渡し方法について、速やかに事業所と検討のうえ実施する

② 自力通所の利用者に対しては、速やかに事業所から保護者等に連絡をとり、個別に対応する

2. 登所後

(1) 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風のいずれかの警報（以下「警戒レベル3」という。）が発表された場合

① 事業所の所在区域又は外出先に発表された場合は、外出活動（訓練活動を含む）及びイベントを中止する

② 就労支援活動のうち屋外で行う作業や納品等は、できる限り中止する

③ 活動中に発表された場合は、事業所から警戒レベル3が発表された旨を連絡し、状況に応じた指示を行う

④ 送迎時は道路状況等を確認し、状況に応じて保護者等と連絡を取りながら安全第一で行う

(2) 警戒レベル4が発令された場合

① 事業所の所在区域が発令された場合は、サービスを即時中止する

② 発令の対象区域を、至急全ての職員及び利用者へ周知する

③ 被害状況を敏速かつ正確に把握し、利用者及び職員の安全確保と同時に、速やかに保護者等への利用者の安全な引渡し方法を検討のうえ実施する

④ 利用者退所後の職員の安全な帰宅方法を検討のうえ指示する

⑤ 市外の隣接地域にのみ発令された場合は、発令地域に居住する利用者について、速やかに保護者等への利用者の安全な引渡し方法を検討のうえ実施する

(3) 洪水浸水想定区域内の本町事業所及び同区域に隣接するすずかけ台事業所の登所後の対応については、別紙10（水害対応）の通り実施する。

3. 台風の接近等

台風が接近するなど翌日の登所などに大きな影響が予想される場合は、安全面を考慮して前日中に翌日を「休所」と判断する場合がある。この場合は、予めお知らせし、翌日に大きな影響がなかった場合でも「休所」とする。

地震観測の結果に基づき、次の対応を実施する。

1. 地震発生時（震度5弱以上の場合）

（1）登所前に、三田市内で発生した場合は、休所とする。

市外の隣接地域にのみ震度5弱以上の地震が発生した場合は、発生地域の利用者の送迎は行わない。

（2）送迎中に三田市内で発生した場合、迎え便の場合には、それ以降利用者を乗車させない。

① すでに送迎便に乗車している利用者に対しては、保護者等への利用者の安全な引渡し方法について、速やかに事業所と検討のうえ実施する

② 自力通所の利用者に対しては、速やかに事業所から保護者等に連絡をとり、個別に対応する

（3）登所後に、三田市内で発生した場合は、次のとおり対応する。

① 利用者及び職員の安全確保と同時に、サービスは即時中止する

② 被害状況等を敏速かつ正確に把握し、速やかに保護者等への利用者の安全な引渡し方法を検討のうえ実施する

③ 上記②が不可の場合は、事業所内の安全な場所で待機する

④ 事業所内で安全が確保できない場合や旧耐震基準の建物にいる場合は、対策本部の指示を受け、安全な事業所又は市指定避難所等に避難誘導する

⑤ 職員の安全な帰宅方法を検討のうえ、適宜指示する

⑥ 市外の隣接地域にのみ震度5弱以上の地震が発生した場合は、発生地域に居住する利用者について、速やかに保護者等への利用者の安全な引渡し方法を検討のうえ実施する

2. 緊急対応

地震発生時は、次の手順を基本とする。

但し、詳細の手順は各事業所における訓練実施計画及びそのマニュアルに基づくこと。

地震発生（緊急地震速報）→ 安全確保行動（①姿勢を低く、②頭を守って、③揺れが収まるまでじっとする）→ 安全な場所へ退避（避難誘導）

① 頭を保護し、机の下や落ちてきそうな物や倒れそうな物の無い場所で、揺れが収まるまで動かない（あわてて外に飛び出さない、無理に火を消そうとしない）

② 揺れが収まったら、より安全な場所へ退避する

1. 緊急対応

火災発生時は、次の手順を基本とする。

但し、詳細の手順は各事業所における訓練実施計画及びそのマニュアルに基づくこと。

火災発見 → 報告・初期消火・消防通報 → 避難誘導

- ① 第一発見者は、大きな声で周りの職員に知らせ、最寄りの非常ベル（火災報知機）を押し、消火に向かう
- ② 知らせを聞いた職員は、速やかに管理者及び他の職員に火災発生消防通報と全館連絡を依頼する
- ③ 第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める
- ④ 各職員は管理者の指示に従い、利用者の避難誘導等を落ち着いて的確に行う
- ⑤ 保護者及び関係連絡先に必要な伝達を行う

2. 避難誘導先

初期消火の失敗等により、緊急一時的な避難場所からも退避を要する場合は、大原事業所の出火時はすずかけ台事業所に、その他の事業所の出火時は大原事業所に避難する。

できる範囲において応急の救出救護活動を行うが、適切に救助、救急要請を行わなければならない。

1. 応急対応

- （1）被災者のケガ等の状況を把握する
- （2）可能な場合は、必要最低限の処置を行い、同時に必要な救助、救急要請等を行う
- （3）救急等への付き添いを要する場合は事業継続班の職員が付き添い、適宜、総務班に状況を報告する
- （4）避難利用者等一覧表に対応状況を記録する

2. 保護者、関係者への連絡

- （1）総務班より、救護の第一報連絡をする
- （2）医療機関等に付き添った職員からの連絡に基づき、適宜、総務班より必要な連絡を行う

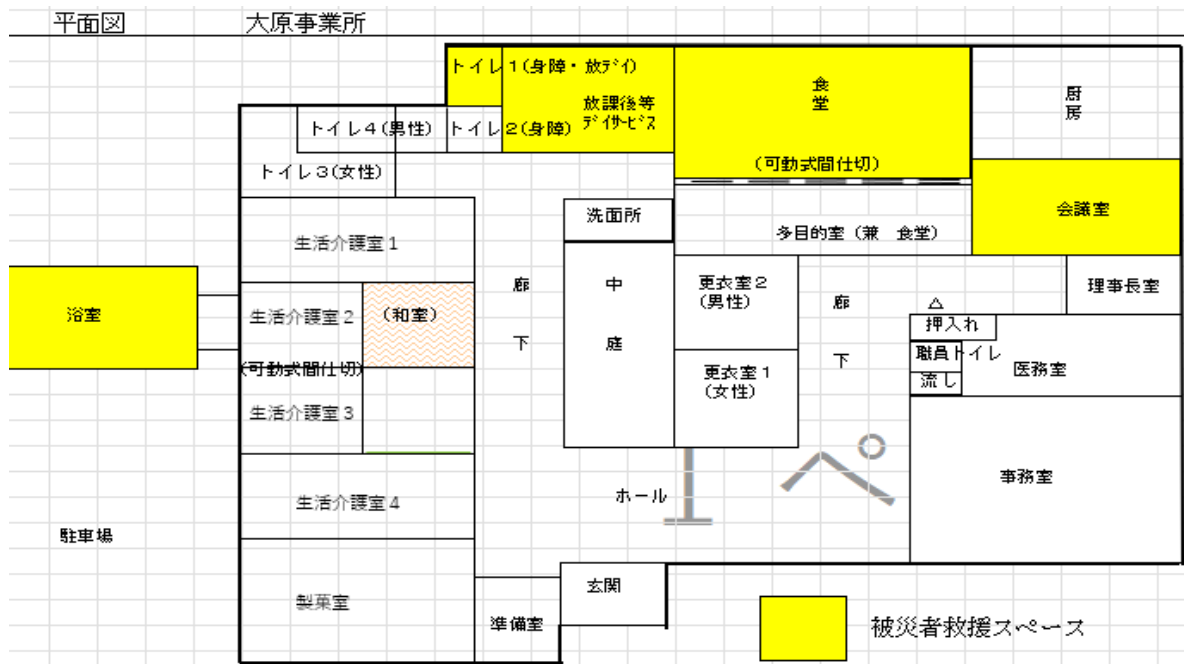
三田市との「災害時等における支援協力に関する協定」に基づき、営業時間内を基本として、次の支援を実施する。

1. 一時避難場所の提供（大原事業所のみ）

- (1) 可能な限り、施設利用者や周辺地域の住民の救援活動を行う
- (2) 水道水、トイレ等を提供する
- (3) その他必要となる応急対応を、別紙6のとおり行う

2. 炊出し等の救援場所の提供（大原事業所のみ）

災害で自宅が被害を受けるなど一時避難後に帰宅できない場合には、あらかじめ市が特定している福祉避難所（卒業先特別支援学校）への移送等を行い、福祉避難所が未特定の利用者で三田市から要請があった場合は、大原事業所で被災の日から最大2日間受け入れる。なお、3日目以降については事業復旧の早期化を図るため、短期入所の利用や総合福祉保健センターへの移管等について三田市と調整を行う。



3. 炊出し

炊出し支援を実施する場合は、大原事業所において下記の方法で行う。

- (1) 炊出し材料は備蓄品のほか、市から配布された食品等とする
- (2) 炊出し要員は給食業務委託先、栄養士等の職員のほか、必要により市に応援を要請する

1. 避難指示

事業所での避難では人命に危険が生じると予測される場合、対策本部は避難誘導を指示する。同時に総務班より当該「避難利用者等一覧表」を避難先及び市障害福祉課に伝達し保護者にも連絡する。

2. 避難が必要な災害等の事象

命を脅かす危険性があり、事業所からの立ち退き避難が必要となる災害等の事象は次のとおり。

- (1) 火災（隣接火災を含む）
- (2) 地震による建物損壊
- (2) 床上まで浸水することにより、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性のある水害
- (3) 降雨による急傾斜地の崩壊、地すべり等の土砂災害、竜巻
- (4) その他、事件、事故等の重大な危機が発生したとき

3. 避難場所・経路

別紙9を基本とする。ただし、状況に応じて下記4の対応を行う。

4. 実際状況の確認

- (1) 火災及び事件、事故等の場合は市指定避難場所が利用できないため、大原事業所はすずかけ台事業所に、その他の事業所は大原事業所に避難する
- (2) 上記(1)以外の避難は、別紙9に基づく
- (3) 避難に際しては、避難誘導先及び避難経路の状況等を事前に確認する
- (4) 事業所での避難となる場合は、一時避難場所として三田市に必要となる支援協力を申し出る

5. 避難させる利用者と同行支援者の確認

避難利用者等一覧表※により、利用者個々の情報と状況を把握し、同行支援者を確定する。

6. 誘導中の状況判断

- (1) 誘導開始の直前に急な浸水等により避難すら危険と思われる状況に変化した場合は、事業所建物のより安全と思われる場所（最上階、川や山からできるだけ離れた部屋）に移動する
- (2) 誘導途中で移動が危険な状況となった場合は、近くのより安全と思われる建物に避難する

7. 避難方法

- (1) 徒歩による集団避難を原則とし、利用者には必ず同行支援者（付添い者）を要する
- (2) 徒歩による移動が困難又は危険と思われる場合には、車両等の移動手段を用いる
- (3) 状況に応じて遠回りしてでも安全な道を選ぶ（いつも通る道が安全とは限らない）
- (4) 夜間や浸水が始まってからの避難は行わない
- (5) 火の元・戸締りを確認し、通電火災を予防するため電気のブレーカーを落とし、安否確認ができるよう玄関ドアに避難場所を貼付する

8. 持出品等

避難利用者等一覧表（兼点呼表）※及び必要に応じて薬や飲料等を持参する。また、ヘルプカード又は名札（施設名・氏名・連絡先）を利用者に携帯してもらう。

※ 避難利用者等一覧表（兼点呼表）

付添い者氏名 電話・備考		付添い者氏名 電話・備考	
付添い者氏名 電話・備考		付添い者氏名 電話・備考	

氏名	生年 月日	性別 血液型	利用者状況 (歩行等 ADL)	アレルギー	服薬	持病	家族氏名(続柄) 電話	備考
合計		うち、男		女			付添い者	
人		人		人			人	

1. 第一避難場所

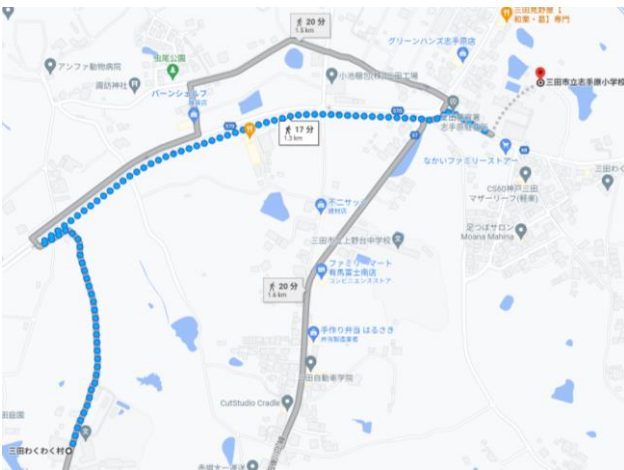
大原事業所は、不可避の場合を除き、事業所内の安全な場所への退避を基本とする。大原事業所以外の事業所は、当該事業所内での避難（待機）が困難な場合には、大原事業所を第一避難場所とする。

2. 第二避難場所（大原事業所に避難できない場合）

(1) 大原事業所

志手原小学校（市指定避難所）

TEL 079-563-4406 志手原 881 <17分 1300m>



(2) 志手原事業所

志手原小学校（市指定避難所）

<3分 230m>



(3) 本町事業所

三田小学校（市指定避難所・救護所）

TEL 079-562-4751 屋敷町 2-20 <4分 300m>



(4) すずかけ台事業所

すずかけ台小学校(市指定避難所)

TEL 079-565-0081 すずかけ台 2-45 <17分 1200m>



3. 備考（警戒レベル3「高齢者等避難」発令時に開設する避難所）

- ① 市指定（小学校・市民センター等） 災害で自宅が被害を受けた時に避難生活をする場所
- ② 福祉（総合福祉保健センター） 要配慮者が自宅等から直接避難できる（家族等も対象）
- （県立特別支援学校・ひまわり特別支援学校） 在校生卒業生で市が特定（事前調整者）

浸水想定区域に位置（又は隣接）する事業所は、防災気象情報のレベルに応じて次の対策を実施する。

1. 本町事業所（浸水想定区域）、すずかけ台事業所（浸水想定区域に隣接）

警戒レベル3（BCP発動準備） 大雨又は台風情報に基づき、

- ・利用者の避難誘導手順を確認し、必要な準備を行う。
- ・利用者の安全な帰宅（状況に応じた保護者への引き渡し）手順を検討する。
- ・重要資産（書類・データ、車両等）及び納品物等の退避移動に備える。

警戒レベル4（BCP発動） 対策本部からの避難誘導指示等に基づき、

- ・利用者と職員の安全を確保する。
- ・利用者の安全な帰宅（保護者への引き渡し）が可能な場合は、速やかに実施する。
- ・重要資産の移動、請負契約納品物・支給材の退避等を実施する。

2. 被災（浸水被害）時の対応

- ・本町事業所は、すずかけ台事業所に（同事業所も被災した場合は大原事業所に）一時移転し、縮小基準等に基づき事業を継続する。
- ・すずかけ台事業所は、志手原事業所（訓練等給付事業）及び大原事業所（介護給付事業）に利用者を分散して一時移転し、縮小基準等に基づき事業を継続する。
- ・対策本部からの指示に基づき、被災後の片付け等を速やかに行う。

3. 備考（洪水ハザードマップ）

- ・本町事業所



- ・すずかけ台事業所



9. 総括表

別紙 11

立地環境	洪水浸水想定区域	土砂災害警戒区域	地震	火事	備考
大原事業所	非該当	非該当	新耐震基準 (H8年9月建築)	消火器・自動火災報知機・ 火災通報装置	
志手原事業所	同上	同上	新耐震基準 (H14年10月建築)	同上	
本町事業所	該当 0.5m～3m未滿	同上	旧耐震基準 (S55年5月建築)	同上	武庫川迄 50m/1階
すずかけ台事業所	非該当	同上	新耐震基準 (S62年建築)	同上・パッケージ型消火 設備・排煙設備	武庫川迄 150m
情報収集	防災・緊急災害情報インターネット HP (見たい http にカーソルを合わせ Ctrl キーを押しながらクリック) 三田市 三田市防災気象情報 防災情報 気象注意報・警報 最新状況一覧 (bosai.info) 川の防災情報(「〇〇市」と入力して検索可) http://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do 神戸市 http://www.city.kobe.lg.jp/safety/emergency/index.html 西宮市 https://www.nishinomiya-bousai.jp/ 、兵庫県 http://hyogo.bosai.info/ 気象庁 http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html (内、危険度分布情報は「キキクル」で確認) 停電情報 兵庫県 停電情報 関西電力送配電株式会社 (kansai-td.co.jp) 交通機関 鉄道一覧 https://transit.yahoo.co.jp/traininfo/area/6/ JR http://trafficinfo.westjr.co.jp/kinki.html 神戸電鉄 http://www.shintetsu.co.jp/cgi-bin/railinfo/unkou.cgi 神姫バス https://www.shinkibus.co.jp/sys/lines/ 道路状況 https://www.google.co.jp/maps/dir//@34.910208,135.2037385,14z/data=!4m2!4m1!3e0!5m1!1e1?hl=ja				
避難誘導 (判断基準)	対策本部の指示により開始する (事業所での避難では人命に危険が生じると予測される場合)				
避難場所 (経路は、 別紙 9 参照)	第一避難場所： 大原事業所	第二避難場所： 大原事業所 →志手原小学校、志手原事業所 →志手原小学校 本町事業所 →三田小学校、すずかけ台事業所 →すずかけ台小学校			
人員体制 (指揮系統)	対策本部 → 常勤職員 → 非常勤職員				
関係連絡先 <伝達内容>	三田市災害対策本部 079-563-1111 <避難、被災又は事故の状況> 三田市消防本部 火災通報装置 又は 119 <火災又は救急の状況> 三田警察署 110 <事件又は事故の状況> 宝塚健康福祉事務所 0797-72-0054 <感染症等の状況>、桜ヶ丘区長 - - ・火災、事件等は三田市障害福祉課 559-5075、兵庫県知的障害者施設協会 078-862-6026 にも連絡する				
情報提供・緊急連絡	職員・保護者へは、予め事業継続計画に基づき緊急時における施設の対応等を周知する 緊急連絡 (職員・保護者あて) を行うケースは、 ・事業所又は三田市内に甚大な被害が及び、事業所のサービスを中止(一部又は全部)するとき ・事業所及び施設外就労先、外出活動先等で火災が発生したとき ・その他事件、事故等の重大な危機が発生したとき				
連絡網・手段	通常連絡網 別紙 16 の連絡網を使用し、毎年度当初に更新する 一斉連絡網 別紙 16 の LINE を使用し、緊急時に第一報と安否確認等を行う (不可の方は SMS、電話で) ホームページ トップページ「緊急情報」欄に掲示する				

いつ火災が発生しても職員一人ひとりが適切に対応できるよう、次の備えを行う。

1. 避難訓練等の実施

- ① 火災の状況を想定し、消火訓練（初期消火、消火器・消火設備の取り扱い等）、通報訓練（火災通報設備の取り扱い等）を含む火災避難訓練を実施し、避難誘導時の利用者の状況、職員の役割分担などを確認する。
- ② 避難経路の確保と安全な避難誘導方法を念頭におき、避難経路に障害物がないか確認し、転倒して経路をふさぐ可能性のある物の固定、落下しそうな物の整理等を行う。

2. 設備の点検等

- ① 出火元となりやすいガス器具、コンセント、配線・配電等の正しい使用、正常な作動の点検を定期的に行う。
- ② 万一の出火に備え、全ての事業所職員が消火器などの消火設備及び火災通報設備などの所在を把握し、正しい使用ができるように備える。
- ③ 防火責任者を選任し、責任を持って日常の点検や整備を実施する。

3. 防火管理責任組織表（防火管理規程）

① 組織

管理権原者（施設長理事） 管理権限者は、防火管理者を選任又は解任したときは消防機関に届け出なければならない。

防火管理者（事業所長又は所長補佐） 防火管理者は自衛消防隊長を兼ね、消防計画を作成又は変更したときは消防機関に届け出なければならない。

副隊長及び通報連絡・初期消火・避難誘導のリーダー（各事業所の消防計画に基づき防火管理者が選任する）

② 防火責任者

各事業所における区画ごとの防火責任者は次のとおり

- ・居室（作業室・更衣室・トイレ・浴室・厨房等） 常勤の職員（防火管理者が選任する）
- ・設備（消防・電気・火気使用設備器具等） 事業所長又は所長補佐（大原は総務担当）
- ・上記以外のエリア（倉庫・その他建物等） 事業所長又は所長補佐（大原は総務担当）

災害の発生に備えて次の訓練を実施する。

1. 訓練の種類と実施回数

（1）消火、通報及び避難訓練（年2回以上）

（2）地震及び防災気象情報発令時を想定した訓練（情報伝達を含む、年1回以上）

2. 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、実施要領等を定めた訓練実施計画を作成する。

・安全対策

項目	状況	点検/メンテナンス
消防		法定実施
電源(大原・すずかけ台は高圧電力)	志手原・本町は弱電	同上
受水槽(大原、志手原)	加圧ポンプ式	同上
L P ガス(大原、志手原)		同上
電話、FAX/COPY・インターネット		リース保守(サーバー)
自動扉(すずかけ台)	正面玄関	メーカー保守
厨房(大原)	志手原は未使用	メーカー保守(一部)
備蓄(別紙 15 の通り)		期限到来時給食提供
什器備品	転倒防止金具取付済(棚)	
冷暖房エアコン、床暖房(すずかけ台)		

上記のほか、① 特定建築物（大原事業所、志手原事業所）の定期報告を法定実施している。

② ライフラインにおける設備上の制約を補完するため、別紙 15（備蓄等）を整備する。

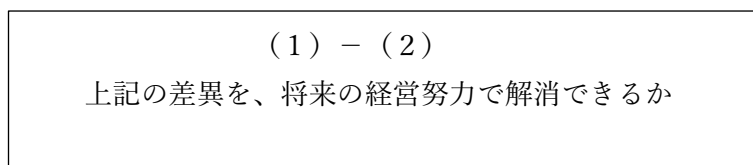
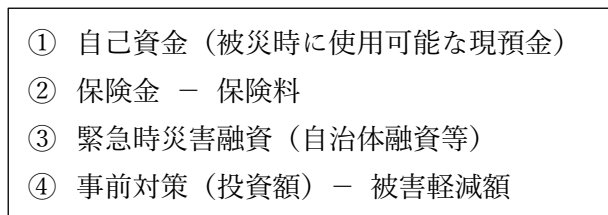
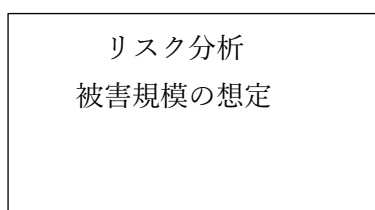
・保険加入（再調達価額の見直し）

種類	補償内容	備考（対象等）
企業財産、火災	火災・自然災害等による被害	財物損害、但し地震保険や地震火災費用特約には未加入
業務災害総合	業務災害に係る法人の賠償責任	従業員のケガ等
業務過誤賠償責任	個人情報漏洩に係る法人の賠償責任	

・リスクファイナンス（財務リスク対策）の考え方

(1) 被害想定額の算定

(2) 被災時資金調達額（①+②+③+④）の算定



・量の目安（被災日を含む2～3日分の非常用食料及び飲料水）：

300食分（平時の給食数×2日分程度） → 賞味期限到来時に給食で活用する

（1）防災対応

項目	種類	数量	単価 (千円)	費用計 (千円)	用途	備考	状況 ※ 未整備
電気	（自家発電機）		10,000	15,000	最長2日間	大原のみ	（参考）
	ポータブル発電機	4	100	400	900VA	カセットボンベ燃料	※
水道	貯水槽	2			飲用その他	大原・志手原	既存
	ローリータンク(50L)	3	15	45	同上	本町以外	※
ガス	LPG				食事提供	大原・志手原	既存
	カセットコンロ/ボンベ	10	12	120	同上(炊出し)	本町以外	※
食料飲料水	下記（2）（3）				同上	5年保存	※
その他	ポータブルTVラジオ	4	13	52	情報収集用	手回し充電	※
	簡易トイレ	10	10	100			※
	物置(屋外)	1	65	65	備蓄品倉庫	大原	※
	段ボールベッド	10	10	100			※
	非常用寝具	10	10	100			※

・上記のほか、避難所防災倉庫資機材等を参考に必要な物品を備蓄する。防災備品・備蓄品の整備に対して150万円を令和6年度の予算に計上。備蓄用倉庫は新設せず、既存の建物で対応する。

（2）非常食

水	品名	メーカー	数量 (食)	単価 (円)	内容量 (g)	備考	賞味期限 (年.月)	残期限 (月)
要	アルファ-米(白飯)	アルファ-	15×20	280	100	スプーン付	(2029.10)	(66)
不	LLヒートレスカレー	ハウス	30×5	160	200	温め不要	(2029.10)	(66)
不	LLヒートレスシチュー	ハウス	30×5	160	200	温め不要	(2029.10)	(66)
上記の場合、カレー又はシチューと白飯で一食分/アルファ-米に熱湯を注げば15分・水の場合は60分								
不	パン	エスアイ-	15×1	431	40	個装袋入	(2029.4)	(60)

（3）非常用飲料水

品名	メーカー	数量 (本)	単価 (円)	内容量 (ml)	備考	賞味期限 (年.月)	残期限 (月)
長期保存水		12×12	250	2000		(2029.7)	(63)
同上		24×13	100	500	個別配付用	(2029.4)	(60)

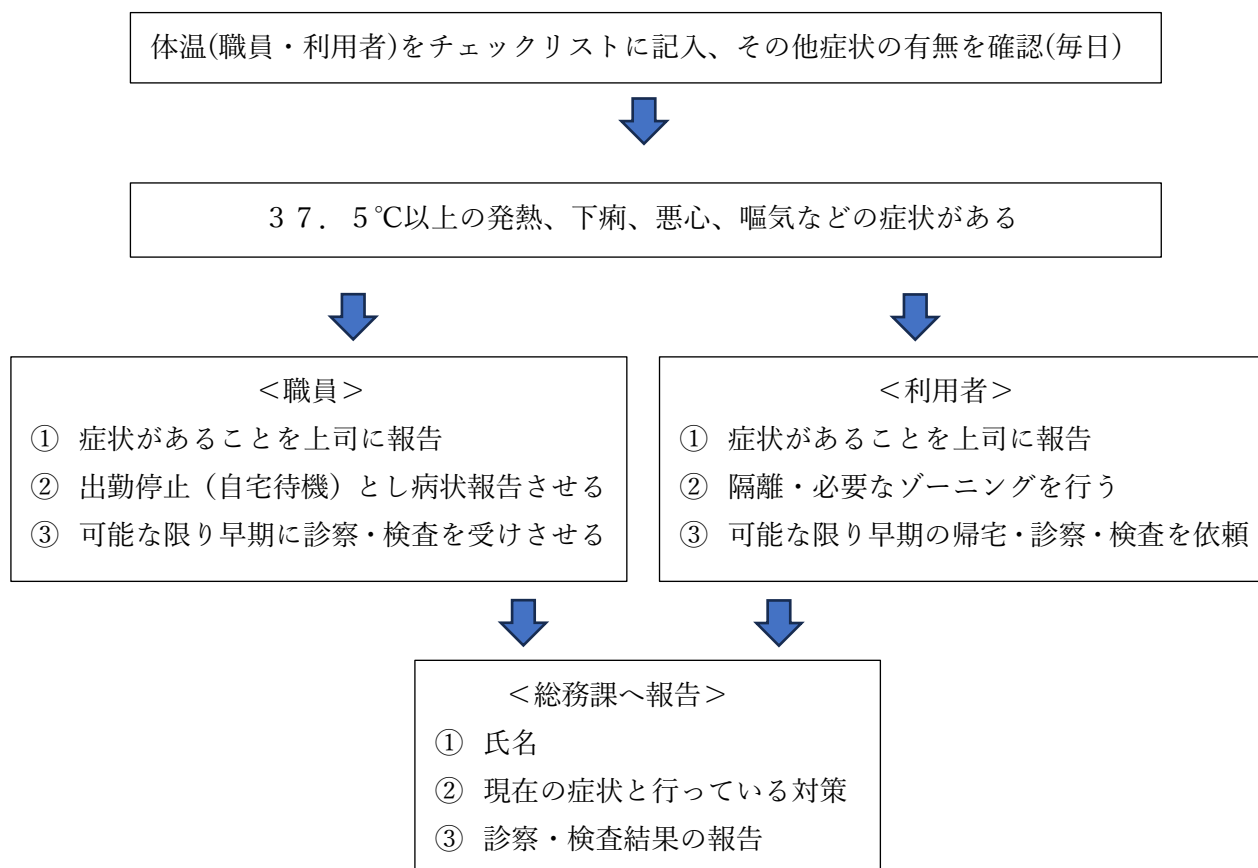
・必要量 2000ml/人・日

（1）職員等 職員連絡網（別添）の通り

（2）利用者・保護者 担当者班編成（別添）の通り

(1) 感染フェーズごとの対応（概要フローチャート／防護具等の確保を前提とする）

フェーズ1（同居家族の発症等で濃厚接触者の基準に当てはまる場合も下記の通り協力を求める）



フェーズ2（陽性者が単独発生した場合）

→

なお、連日の場合はフェーズ3となる

同一事業所内で職員・利用者の中から陽性者が一人発生



上司に報告

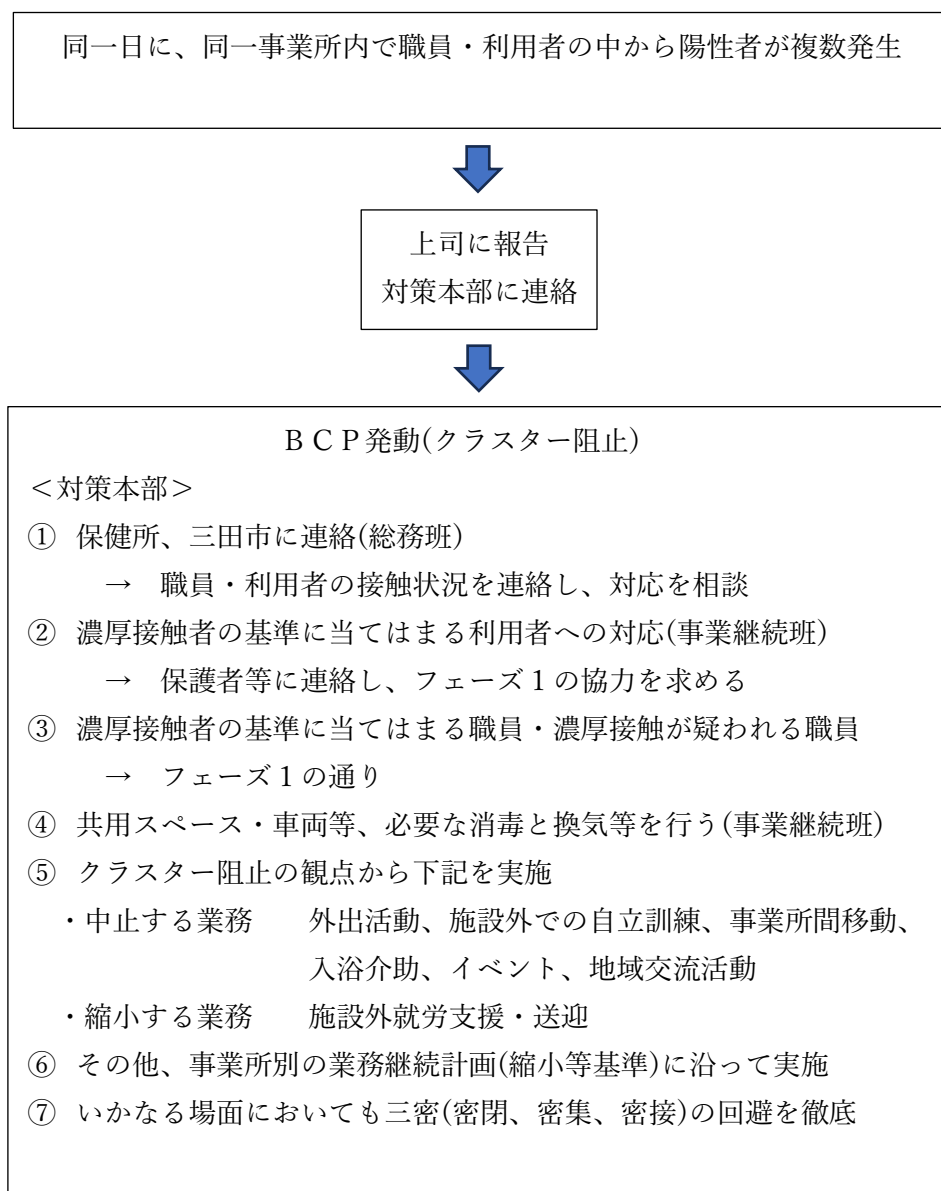


B C P 発動

<対策本部>

- ① 必要に応じて保健所、三田市に連絡(総務班)
 - 職員・利用者の接触状況を連絡し、対応を相談
- ② 濃厚接触者の基準に当てはまる利用者への対応(事業継続班)
 - 保護者等に連絡し、フェーズ1の協力を求める
- ③ 濃厚接触者の基準に当てはまる職員・濃厚接触が疑われる職員
 - フェーズ1の通り
- ④ 共用スペース・車両等、必要な消毒と換気等を行う(事業継続班)

フェーズ3（陽性者が同一日に複数発生した場合）



(2) 防護具等備蓄一覧

	品名	メーカー	数量	単価(円)	内容量	備考 残備蓄	使用期限 (年.月)	残期限 (月)
	マスク	サラヤ	30箱	300	50枚	3~4ヶ月	3年程度	
	エプロン	寄附	21箱		1000枚	10年		
	消毒液アルコール	サラヤ	6本	3,920	5L	3~4ヶ月	なし	
	手袋	サラヤ	25箱	400	100枚	2ヶ月	3年程度	
	アルコールタオル	エリエール	5袋	1,133	80箱	1~2ヶ月	なし	

・上記のほか、必要な物品を備蓄する。

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成28年9月15日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・社会・援護局福祉基盤課長・同局障害保健福祉部障害福祉課長・老健局高齢者支援課長連名通知）に基づき、企図的な不審者の情報がある場合の関係機関への連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制等に関する項目（防犯チェックリスト*別添）の点検について、次の通り実施する。

- ・点検項目に基づき、不審者対応の心得（基本的事項）を定める。
- ・上記は職員に配付し、適宜、事業所会議等で研修等を行う。
- ・不審者対応の心得は次の通り。
 - （1）事業所内に立ち入った不審者への対応
 - ・発見次第、事業所から警察へ即時通報。併せて施設長（不在時は総務課）に状況を連絡
 - ・利用者の安全を確保する（避難誘導を要する場合は、できるだけ離れた経路で安全な場所へ）
 - ・複数の職員で対応する
 - （2）留意点等
 - ・利用者の安全確保を最優先する
 - ・利用者の安全が確保でき次第、不審者への対応に加わる（職員自身の安全を守るため、できるだけ多くの職員で不審者に対応する）
 - ・不審者に過度の刺激を与えず、警察が駆けつけるまでの間いかにしのぐかに注力する
 - ・連絡、通報例：
 - 〇〇事業所の〇〇です（発見者又は通報者）
 - 不審な男性（女性）が、玄関にいます
 - 凶器を持っています（は確認できません）
 - 職員2名が対応しています
 - ほかの職員は利用者の安全確保を行っています
- ・防犯具は、研修等をもとに事業所ごとに必要な整備を行う。